

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 企 発 第 1 1 号

( 交 指 ・ 交 規 )

平成28年 1 月 5 日

30年保存 ( 口 訓 )

本 部 長

交通死亡事故の発生報告(通報)と再発防止対策の推進について  
( 通達甲 )

交通死亡事故が発生した場合における効果的な再発防止対策を合理的、計画的かつ迅速に推進するため、交通死亡事故等の発生報告、再発防止対策等に関し「交通死亡事故の発生報告(通報)と再発防止対策の推進について(例規)」(昭和53年10月5日高交企発第539号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、交通死亡事故等の発生報告、再発防止対策等に関し次のとおり定め、平成28年1月15日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第 1 交通事故速報等

1 交通事故速報

署長(高速隊長を含む。以下同じ。)は、交通死亡事故、重体事故(交通事故によって負傷し、死に至るおそれがあるものをいう)、ひき逃げ又は特異な交通事故が発生したときは、別記第1号様式の交通事故速報により、遅滞なく交通企画課長を經由して本部長に報告しなければならない。

2 交通事故速報の通報

1により交通事故速報を受理した交通企画課長は、当該速報が交通死亡事故の速報であるときは、当該速報の報告元署長以外の署長(以下「交通事故発生地以外の署長」という。)に、当該交通死亡事故の概要を通報しなければならない。

3 交通事故発生地以外の署長の執るべき対策

2の通報を受けた交通事故発生地以外の署長は、当該交通事故の概要と管内の交通実態とを照らし合わせ、同種の交通事故を防止するために必要な対策を講じなければならない。

第 2 交通死亡事故の再発防止対策

1 交通死亡事故の検証等

署長は、管轄する地域又は道路において交通死亡事故が発生した場合は、

速やかに関係職員を事故現場へ臨場させ、当該事故の分析及び再発防止のための検討を行わなければならない。この場合においては、道路管理者、自治体等の関係機関と連携しつつ、当該事故が発生した原因、当該事故の発生場所の道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置等を検証するための現場診断を行うものとする。

## 2 関係機関等に対する措置

署長は、1による検証等の結果、交通死亡事故の発生場所の道路交通環境が事故の要因となっている場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、地域住民に対して再発防止のための広報活動を徹底しなければならない。

## 3 交通指導取締りの実施

署長は、交通死亡事故の発生場所及びその付近の道路において、当該事故の発生時間帯、態様、原因等に応じた交通指導取締りを集中して実施しなければならない。この場合においては、交機隊との連携を密にし、真に効果的な交通指導取締りの実施に配慮しなければならない。

## 4 現場診断結果の報告

署長は、1の現場診断の結果等を別記第2号様式の交通死亡事故の現場診断結果報告書により、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(別記様式省略)